

No. 45

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
東栄町	事業課	0536-76-1813	直通	0536-76-1428
住所	〒449-0292 北設楽郡東栄町本郷字上前畑25		担当者氏名	小野 匠
URL	http://www.town.toei.aichi.jp	E-mail	jigyoutown.toei.aichi.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	398,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	462,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	583,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	

(2) [2019年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
2	5						7

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

特定環境保全公共下水道整備地域及び予定地域並びに農業集落排水事業地域及び予定地域を除く地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②10人槽以下の浄化槽
- ③専用住宅（一部店舗等の併用住宅を含む）

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅を建築する者
- ④既に補助金が交付されている者
- ⑤町税等を滞納している者
- ⑥町内に住所を有しない者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②配置図及び排水経路図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④浄化槽設置工事見積書、契約書の写し
- ⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑥浄化槽設備士免状の写し
- ⑦登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧設置する浄化槽の維持管理を適正に実施する旨の浄化槽法定検査等実施誓約書
- ⑨公共下水道事業及び農業集落排水事業が計画された場合の下水道接続誓約書
- ⑩浄化槽7条検査手数料の払込金受領書または振込金受取書の写し
- ⑪その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③施工の写真
- ④浄化槽法定検査契約書の写し
- ⑤浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ⑥浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑦その他町長が必要と認める書類